

令和 2 年 10 月 12 日
長野県企画振興部市町村課

法非適用団体の固定資産調査に充当可能な財源について

- 水道施設の適切な維持管理や計画的な更新に不可欠な水道施設台帳の整備について、改正水道法で規定
- 同時に地方公営企業法を適用していない簡易水道事業者に対しては、総務省から新たに適用が求められ、固定資産台帳の整備も必要
- 水道施設台帳の整備そのものについては現状財政措置がない一方、公営企業会計適用に必要な経費については以下の通り交付税措置がある。

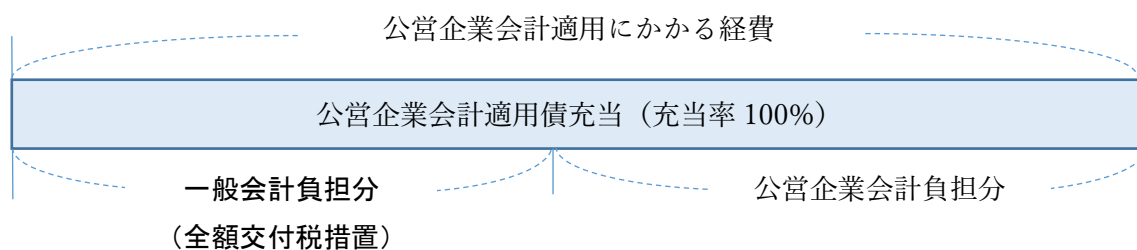
【公営企業会計適用債】

○対象経費

公営企業会計の適用に直接必要な経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産調査・固定資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等）

○財政措置

公営企業会計適用債の元利償還金の 2 分の 1について、一般会計から繰出し
⇒その全額を普通交付税措置



⇒固定資産台帳と合わせて水道施設台帳も整備することで、共通する資産調査の財源として公営企業会計適用債を活用し、財政負担の軽減が可能
必要な事務を洗い出した上で、可能な範囲で並行して作業を行うことをご検討いただきたい。

※水道施設台帳単体での整備については、本企業債は充当出来ない。対象経費について疑問が生じる場合は市町村課担当にご確認いただきたい。